

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

交付申請書記入方法など（一般家庭用）

※ 申請には

- ① 指定業者のうち2者以上からの見積書が必要になります。
- ② 着手前の設備、事業の種類ごとに近景と遠景の写真が必要になります。

※ 実績報告には

- ① 領収書の写し
- ② 完了後の設備、事業の種類ごとに近景と遠景の写真が必要になります。（村で現地確認を行います。）

* 対象設備ごとの補助金の算出表や写真の添付用紙は別紙をお使いください。

* 次のような事例が発生した場合、所定の申請書等の提出が必要となりますので、お問い合わせください。

- 申請書提出後に、申請内容に変更が生じた場合
- 実績報告提出後に、補助金額に減額事由が生じた場合
- 対象設備設置後、大蔵省令で定める期間を経過する前に処分する場合

ご不明な点は、生坂村総務課 村づくり推進室（Tel69-3111）へ
お問い合わせください。

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書

令和6年4月25日

生坂村長 藤澤泰彦様

この申請に関し、村より照会をする場合があります
固定電話でも携帯電話でも構いませんが、ご記入を
忘れないようにしてください。

住所 生坂村大字北陸郷 54321

氏名 生坂太郎

電話番号 0263-69-0000

補助金申請額の算出は、 設備ごとに消費税を含んだ額 を基準としてください。この例では、		、補助 規定に
・集熱器 事業費 1,500,000 円 消費税 150,000 円 合計 1,650,000 円 補助率 3/4 補助申請相当額 1,237,500 円 補助申請額 1,237,000 円 (1,000 円未満は切り捨ててください)		
・空調機器 事業費 400,000 円 消費税 40,000 円 合計 440,000 円 補助率 2/3 補助申請相当額 293,333...円 補助申請額 293,000 円		
※ 申請書に記入する補助申請額は 1,237,000 円 + 293,000 円 = 1,530,000 円 となります。 なお、設備ごとの補助金額算出には別紙をお使いください。		

導入する設備 (該当設備に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽集熱器 (新設) <input type="checkbox"/> 太陽集熱器 (更新) <input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスストーブ
補助金申請額	1,530,000 円
契約予定指定業者	(見積書を徴した者のうち最低額を提示し) (株) いくさか土木建築
事業着手予定日	令和6年5月15日
事業完了予定日	令和6年7月15日

申請が提出されましたら、早急に審査を
行い、1か月程度で「補助金交付決定通
知書」を送付します
着手日は、交付決定日以後になるように
計画してください。

(注) 補助金申請額は、補助金交付決定後の
の合計額としてください
※ 添付書類 添付する見積書は設備ごとの明細が判るものとして下さい。
 生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書
 なお、見積書に「値引き」の記載があっても構いません。
 また、写真添付は、別紙をお使いください。

様式第2号（第5条関係）

この申請書は、自己が所有しない対象住宅に設置する場合に必要となります。

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付対象設備設置承諾書

令和6年4月24日

（申請者）

申請書提出日より前に建物所有者の承諾をもらってください。

生坂太郎 様

次の建物に生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の交付対象となる設備を導入することを承諾します。


記

（設備の設置先住所）

生坂村大字北陸郷 54321

※ 押印（認印）は必須です。

（建物所有者）

住所	東京都千代田区永田町1丁目7-1
氏名	国会次郎 
電話番号	03-1111-0000

※ 注意事項

補助金交付を申請するためには、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）の提出が必要です。

申請書が提出され、審査の後、
1か月程度で通知します。

6第123号
令和6年5月10日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付（~~不交付~~）決定通知書

生坂太郎様

生坂村長



令和6年4月25付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金は下記のとおり交付（~~不交付~~）決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 1,530,000 円

2 不交付決定の場合の理由

様式第6号（第10条関係）

事業完了の日から30日以内又は事業を実施した年度の属する2月末日のいずれか早い日までには提出してください。

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書

令和6年8月10日

生坂村長 藤澤泰彦様

交付決定通知書又は変更承認決定書のとおり記入してください。

申請者

住所 生坂村大字北陸郷 54321

氏名 生坂太郎

電話番号 0263-69-0000

令和6年5月10日付け6第123号で補助金交付決定を受けた補助事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助申請時の着手日と相違があっても可ですが、交付決定日以後となっているか確認してください。

申請する補助金額 (下表 a+b+c+d+e の金額)	1,588,000 円
事業着手日	令和6年5月20日
事業完了日	令和6年7月20日

※事業着手日は、交付決定通知後の日付であることをご確認ください

a 太陽集熱器関連	1,295,000 円
b 高効率照明機器関連	円
c 高効率空調機器関連	293,000 円
d 高効率給湯機器関連	円
e 木質バイオマスストーブ関連	円

領収書を添付してください。(費用明細がわかる領収書があればその領収書を。) また、写真の添付には、別紙をお使いください。

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表第4のとおり

実績報告書が提出されたら、現地確認
を行い、2～3週間程度で通知します。

6第345号
令和6年9月1日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金確定通知書

生坂太郎様

生坂村長



令和6年8月10日付けで実績報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金について、下記のとおり確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。なお、要綱第16条第2項及び第4項の規定に該当となった場合は、速やかに届け出てください。

記

1 補助金交付確定額 1,588,000 円

2 不交付決定の場合の理由

3 特記事項（補助金額を再確定する場合等）

様式第 10 号 (第 12 条関係)

補助金確定通知書が送達されたら
速やかに提出してください。

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金請求書

令和6年9月20日

生坂村長 藤 澤 泰 彦 様

※ 必ず押印してください。

補助金確定通知書又は補助金
変更確定通知書のとおり記入
してください。

申請者 住 所 生坂村大字北陸 54321
氏 名 生 坂 太 郎 (印)
電話番号 0263-69-0000

令和6年9月1日付け6第345号で補助金交付確定を受けたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 1, 580, 000 円

2 振込口座

金融機関	日本	銀行 信金 農協	国会	本店・支店 本所・支所						
口座名義	(フリガナ) イクサカ タロウ		口座種別 普通・当座	口座番号						
	生 坂 太 郎			1	2	3	4	5	6	7

金融機関や口座番号に誤りの内容に記載してください。

交付申請書提出時に必ず提出してください。

別記様式（別表第3関係）

村税等納入状況調査等承諾書

令和6年4月25日

生坂村長 藤澤泰彦様

※ 必ず押印してください。

住 所 生坂村大字北陸郷 54321

氏 名 生坂太郎 印

生年月日 平成 ●年 ■月 ◆日

電話番号 0263-69-0000

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱に定める申請を行うに当たり、下記の事項に関して、村が保有する私の情報を確認することに同意します。

記

1. 住所、氏名及び生年月日
2. 村税の納税状況及び使用料等の納入状況
3. その他補助金交付要件を満たすかを確認する目的の範囲内において必要な事項

申請者が、交付申請しようとする場合に、明らかに村税等の滞納を把握しているときは、速やかに納付納入を済ませてから交付申請をしてください。

申請書提出日現在で、納付納入が確認できない場合は、申請を受理しないで、返戻する場合があります。

なお、納付納入済の領収証の提示を求める場合があります。